

福岡県児童家庭支援センター運営費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県児童家庭支援センター運営費補助金（以下「センター運営費補助金」）の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 センター運営費補助金は、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調査等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする施設に補助を行うことにより、児童の福祉の増進及び児童の健全育成を図ることとする。

(補助対象経費、補助金交付額等)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費は、補助事業者が設置する児童家庭支援センターが行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

(1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。

(2) 児童相談所からの受託による指導

児童相談所において、施設入所まで必要としないが要保護性があり、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導処置を受託して指導を行う。

(3) 関係機関との連携・連絡調整

児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、福祉・保健・教育の関係機関等との連絡調整を行う。

2 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第2欄に定める補助基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と

を比較して少ない方の額とする。

(補助対象期間)

第4条 第3条に掲げる補助対象経費の対象となる期間は、補助金の交付決定のあった年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(申請手続)

第5条 児童家庭センターを設置する補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号により知事に申請しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、様式第2号により補助事業者に通知するものとする。

(概算払い)

第7条 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、様式第3号により知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の全部または一部について概算払いをするものとする。

(事業変更等の承認)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。

2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(事業遅滞の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれ

るとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第 6 号により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 1 1 条 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について知事の要求があったときは、速やかに様式第 7 号により知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第 1 2 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い日までに様式第 8 号により知事に報告しなければならない。

(額の確定)

第 1 3 条 知事は、第 1 1 条の規定による実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の経理)

第 1 4 条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 6 月 1 7 日から施行し、令和 6 年度から令和 8 年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 1 0 月 7 日から施行し、改正後の福岡県児童家庭支援センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成 1 6 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 3 月 4 日から施行し、改正後の福岡県児童家庭支援センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成 1 6 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成１８年２月２７日から施行し、改正後の福岡県児童家庭支援センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成１７年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成１９年３月２日から施行し、改正後の福岡県児童家庭支援センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成１８年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２０年３月４日から施行し、改正後の福岡県児童家庭支援センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成１９年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２２年２月２３日から施行し、改正後の福岡県児童家庭支援センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成２１年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２２年１０月５日から施行し、改正後の福岡県児童家庭支援センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成２２年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２３年１０月１９日から施行し、改正後の福岡県児童家庭支援センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成２３年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２４年７月１２日から施行し、改正後の福岡県児童家庭支援センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成２４年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２８年２月２４日から施行し、改正後の福岡県児童家庭支援センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成２７年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２９年１月１６日から施行し、改正後の福岡県児童家庭支援センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成２８年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２９年１１月２９日から施行し、改正後の福岡県児童家庭支援センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成２９年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年１２月２１日から施行し、改正後の福岡県児童家庭支援センター運営費補助金交付要綱の規定は、令和２年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行し、令和２年度までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別 表

1 事業内容	2 補助基準額	
児 童 家 庭 支 援 センター運営等 費	次により算出された額の合計額 1 児童家庭支援センター運営事業 ① 運営費 ア 事務費（1 か所当たり） ・心理療法等を担当する職員が常勤の場合 年間 11,990,000 円 ・心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 年間 7,988,000 円 （年度途中の開始、又は中止等の場合） ・心理療法等を担当する職員が常勤の場合 月額 999,000 円 ・心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 月額 666,000 円 ※1 月未満の場合は1 月とする ・法的問題対応加算 年間 360,000 円 ・スーパーバイズ加算 年間 547,000 円 イ 事業費 1 か所当たり次の表の該当する件数区分に定める額 ※件数区分の算定は、前年度における地域・家庭（里親家庭を含む。）からの電話相談、来所相談、訪問相談、通所指導、派遣相談、心理療法等及びメール・手紙その他による相談件数並びに関係機関との連絡・調整、市町村からの求めに応じた回数を合算した数とする。（訪問相談件	児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（食糧費、印刷製本費、消耗品費）、役務費（手数料）、報償費、報酬、委託料、改修費、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金

数は、実際の相談件数に2を乗じて得た数とする。))

件数区分	基準額
50件～ 599件	352,800円
600件～ 899件	937,550円
900件～ 1,399件	1,851,300円
1,400件～ 1,899件	2,792,000円
1,900件～ 2,399件	3,527,000円
2,400件～ 2,899件	4,262,000円
2,900件～ 3,399件	4,997,000円
3,400件～ 3,899件	5,732,000円
3,900件～ 4,399件	6,467,000円
4,400 件以上	6,615,000円

※前年度途中に開所した場合は、前年度の件数を開所した月以降の月数で除した数に12を乗じて得た数の区分とする。

※年度途中の開始の場合には、開始されたセンターの所在する地域におけるニーズ等を踏まえ、知事が区分を設定するものとする。

② 初度調弁費 400,000 円